2050目指せ!人間国宝!!
～伝統工芸弟子雇用促進事業～

堀内　仁志

伝統工芸品とは

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）
に基づき、経済産業大臣が指定した工芸品

全国の指定伝統工芸品　215品目

富山県内の指定伝統工芸品

高岡漆器・井波彫刻・高岡銅器・越中和紙・庄川挽物木地

伝統工芸産業の現状

〇生活様式の変化
〇海外からの安価な輸入品の増大

需要の低迷	→	生産額の減少
5,237億円	76%減 →	1,281億円
約29万人	73%減 →	約8万人

存続の危機！

伝統工芸を継承する必要性

伝統工芸は日本人の文化・誇り

○人から人へ引き継いでいくもの

○再興には大変な労力と時間と費用が必要

絶対に途絶えさせてはいけない！

伝統工芸産業の活性化

日本の風土や文化を表す
高い付加価値を持った商材

海外の富裕層をターゲットとした
新たな輸出産業としての期待

従業者の増加 → 地方の活性化

弟子をとれない親方の懐事情

親方の作品を売るのも一苦労
弟子の給料までは面倒みれない

弟子の作品が売り物になるまで
親方の指導時間・材料費・工具などが必要

2011年に終了した
「ふるさと雇用再生特別基金事業」を
「伝統工芸弟子雇用促進事業」として復活

伝統工芸弟子雇用促進事業

親方の作品を売るのも一苦労
弟子の給料までは面倒みれない

〇修業期間の人件費（1年間）は基金より支給
〇伝統工芸のPR・販売促進事業の実施

弟子の作品が売り物になるまで
親方の指導時間・材料費・工具などが必要

事業費に占める弟子の人件費割合は1/2以上
つまり、人件費＋必要経費が支給される

事業の波及効果

雇用対策

一般企業で就労を望まない若者の
新たな雇用の受け皿となる！

観光立国

お土産や美術品・日用品として
日本の風土・文化を発信するためのツール！

地方活性化

若者の流入・基幹産業として活気づくことで
地方の活性化！

ご清聴ありがとうございました